

# 北海道漁業士制度の運用について

昭和61年11月14日  
一部改正 平成6年12月14日  
一部改正 平成10年8月20日  
一部改正 平成12年9月18日

## 第1 青年漁業士養成講座

- 1 「北海道漁業士制度実施要領」（以下「要領」という。）第4の1の(1)の青年漁業士養成講座は、別表1の基準により実施するものとする。
- 2 別表1に定める部門欄の「一般コース」及び「専門コース」については、最近5年以内に同等以上の研修を終了した者は、これらのコースを終了したものと見なすことができるものとする。
- 3 要領第4の1の(2)の一定の漁業従事経験とは、3年以上の従事年数をいう。

## 第2 認定証の交付及び公表

要領第2の称号を付与された漁業士に対し別記第1号様式の認定証を交付するとともに、その氏名を公表するものとする。

## 第3 認定期間設定に伴う経過措置

平成12年3月31日までに認定された指導漁業士のうち、平成13年3月31日までに63歳に達している者については、要領第7に定める認定期間にかかわらず、3年間の認定期間を有するものとする。

ただし、当該期間中に71歳に達したときは、その誕生日の属する年度終了日までを認定期間とする。

## 第4 漁業士認定者数の換算

要領第8の認定者数の換算は、4月1日を基準日として行うものとする。

ただし、要領第7のただし書きに該当する場合は、引き続き次の基準日まで青年漁業士として換算するものとする。

## 第5 漁業士の役割を担う活動に対する支援

要領第10の漁業士の役割を担う活動とは、おおむね次の各号に掲げるとおりとし、これらの活動に対し、予算の範囲内において助成措置を講ずるとともに、道、市町村、漁業協同組合は必要な支援を行い、積極的に漁業士の活用に努めるものとする。

- (1) 地域漁業振興計画樹立に関する助言、指導
- (2) 漁村生活の向上に関する助言・指導
- (3) 高齢者対策や後継者育成に関する指導、援助
- (4) 水産先進地技術導入に対する指導
- (5) その他漁村地域活性化対策の企画指導等
- (6) 漁業士研修会への参加
- (7) 漁業士間における技術交流事業等への参画
- (8) 漁業生産技術研修会への参加
- (9) 漁村青少年育成巡回指導の参加
- (10) 水産技術普及指導所の行う企業化（改良）試験への参加
- (11) 漁村青少年・女性グループ活動実績発表大会への参加

## 第6 その他

この運用に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。